

1 本年度のいじめ認知の状況について

○12/24 現在、重大事態及び解消の見通しが立たない深刻な事案は発生していない。

「いじめはいつ、どこでも起こりうる」「その子にとっては深刻な問題である」「いじめの“きざし”を見逃さず、早期発見・未然防止につとめる」との考えのもと、今後もいじめ事案を積極的に認知し、丁寧な子供の見取りと支援を進めている。

本年度、現時点で見守りを続けている事案は小学校で67件、中学校で26件（いずれも年度当初からの累積）となっている。いじめ防止対策法に基づき、一見些細と思われる事案についても、その子が嫌な思いをした場合はいじめととらえ、安易に解消とはせずに対応を進めている。

2 本市のいじめ問題対策の組織・対応の流れについて

本市では、平成30年度に“下田市いじめ防止等のための基本的な方針”を作成するとともに、組織を整備した。各学校でいじめの未然防止・早期発見につとめるとともに、専門機関からの助言も生かしながら、情報共有やいじめ防止の効果的な方策について協議するなど取組を進めている。

○市いじめ問題対策連絡協議会…いじめに関する現状の把握や対応についての協議等

○市いじめ問題対策専門委員会…いじめ防止のための指導・助言、重大事態に係る調査等（教育員会の附属機関）

○下田市いじめ問題調査委員会…重大事態に係る再調査等（第三者委員会、首長部局の附属機関）

本年度は、11/18に下田市いじめ問題対策連絡協議会及び専門委員会合同会議を実施し、市内小中学校におけるいじめ事案についての情報共有や、今後心配されるSNS等に介した問題行動・いじめ事案への対応について協議した。

<重大事態が発生した場合(概要)※詳細については別紙参照>

- ・学校は下田市教育委員会に報告するとともに、校内のいじめ対策組織によって対応を協議。
- ・教育委員会は学校に指導及び支援をするとともに、市長に重大事態が発生したことを報告。いじめ問題対策連絡協議会で対応を検討するとともに、必要に応じて専門委員会で調査を行う。
⇒教育委員会付属の専門委員会による調査結果について、市長が必要と認めた場合は、首長部局付属の第三者機関によって再調査を実施することができる。

3 いじめ問題への対応(早期発見・未然防止)について ※各校の取組については別紙参照

《早期発見のために》

「兆し」を見逃さない丁寧な見取り・聞き取りと情報共有

- ① 「兆し」を見逃さないために ⇒ 日々の丁寧な聞き取り、毎月のいじめ事案の報告（あわせて市独自様式による「気になる児童生徒」の報告）、各校における定期的なアンケートの実施
- ② 日頃からの情報共有 ⇒ 各校における定期的な情報共有の場（子どもを語る会・生徒指導会議等）の設定
- ③ 専門的、多面的なアプローチ ⇒ SC・SSW（県による配置）によるアセスメント

《未然防止のために》

豊かな体験と多様な価値観に触れる教育活動の実施

- ① 豊かな体験をとおして心を育む取組 ⇒ 体験的な活動（体験プログラム等）の推進
- ② 担任が一人で抱え込まない環境づくり、発達障害への対応 ⇒ 市特別支援教育支援員の拡充
- ③ SNSを介したいじめ事案への対応 ⇒ ICTアドバイザー（仮）によるサポート（※）、SNSに関する研修会
- ④ 多様な価値観への対応 ⇒ 様々な見方・考え方に触れ、視野を広げる授業や行事（※）